

東広島市建設コンサルタント業務に係るプロポーザル実施要領

令和 5年 4月 1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設コンサルタント業務（設計と一体的に建設工事を請け負わせる場合を含む。）に関し、プロポーザル方式により候補者を選定する場合の手続について、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会規則（令和5年東広島市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設コンサルタント業務 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの行う業務をいう。
- (2) プロポーザル提案 建設コンサルタント業務に係る実施体制、実施方針、課題解決方法等の技術適正を的確に把握するため、公示したテーマに対し提出される提案をいう。
- (3) 指名型プロポーザル プロポーザル提案の提出者として適切と認める事業者等（以下「提出要請者」という。）を複数選定し、プロポーザル提案の提出を求め、かつ原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、最も適した候補者を特定する手続をいう。
- (4) 公募型プロポーザル 公募により、プロポーザル提案の提出を希望する事業者等から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、提出要請者を選定した後に、プロポーザル提案の提出を求め、かつ原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、最も適した候補者を特定する手続をいう。
- (5) 簡易公募型プロポーザル 公募により、プロポーザル提案の提出を希望する事業者等から参加表明書及びプロポーザル提案の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の確認を行い、かつ原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、最も適した候補者を特定する手続をいう。
- (6) 委員会 附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第2条の規定に基づき設置される東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザルの実施対象とする業務は、設計者に高度な発想能力、技術力及び経験が必要とされる建設コンサルタント業務のうち、市長が必要と認めるものとする。

(参加資格等)

第4条 プロポーザル提案を提出することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかの日において東広島市の指名除外処分を受けていないこと。

ア 指名型プロポーザルの場合にあつては、プロポーザルの提出要請書の通知日から随意契約を締

結する日まで

イ 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルの場合にあつては、参加表明書の提出期限の日から随意契約を締結する日まで

(3) 東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年訓令第14号）第5条第1項第1号の規定による登録業者であつて、測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格として対象業種の認定を受けている者であること。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が定めるもの

2 建設コンサルタント業務の内容、性質等により、前項第3号に規定する者では当該建設コンサルタント業務を履行することができない場合その他やむを得ない理由がある場合は、同号に規定する者に加えて、当該者と同等の要件を満たしていると認められる者をプロポーザルに参加させることができる。

（委員会）

第5条 プロポーザル方式による候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、建設コンサルタント業務ごとに委員会を置く。

（東広島市建設業者等選定審査会の審議）

第6条 プロポーザルを実施するに当たっては、その実施内容について、あらかじめ、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第5条第1項に定める東広島市建設業者等選定審査会（次項において「審査会」という。）の審議を経なければならない。

2 指名型プロポーザルの場合にあつては、提出要請者についても審査会の審議を経なければならない。

（指名型プロポーザルの手続の開始）

第7条 指名型プロポーザルの場合にあつては、提出要請者に対して、プロポーザルの提出要請書を通知することにより手続を開始する。

（公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルの公募の開始）

第8条 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルの場合にあつては、プロポーザルの説明書その他の関係書類を総務部契約課の掲示板に掲示するほか、東広島市ホームページに掲載することにより公募を開始する。

（参加資格の審査）

第9条 公募型プロポーザルの場合において、委員会は、事業者等から提出された参加表明書の審査を行い、提出要請者を選定する。

2 前項の審査による選定結果は、参加表明書の提出者全員に通知するものとし、この場合において、提出要請者に対してはプロポーザル提案の提出を求めるものとする。

（プロポーザル提案の審査等）

第10条 委員会は、プロポーザル提案の審査を行い、候補者を選定する。

2 ヒアリングを実施するに当たっては、その日時、場所、留意事項等について、プロポーザル提案の

提出者に通知する。

- 3 前2項について、簡易公募型プロポーザルの場合にあつては、事業者等から提出された参加表明書についてその参加資格を確認した上で手続を行うこととする。
- 4 プロポーザル提案の審査結果については、プロポーザル提案の提出者全員に通知するとともに、公表を行うこととする。

(契約の方法等)

- 第11条 選定された候補者との契約の方法は、随意契約とする。
- 2 候補者から徴取した見積書が予定価格の範囲内であつた場合、当該候補者を契約の相手方とする。
- 3 前項に規定する見積書の徴取は、その回数を制限しないものとする。

(プロポーザルに係る失格要件)

- 第12条 プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - (1) プロポーザル提案が、当該プロポーザルの説明書その他の関係書類に定めた提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
 - (2) プロポーザル提案が、当該プロポーザルの説明書その他の関係書類に定めた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
 - (3) プロポーザル提案に、虚偽の内容が記載されている場合
 - (4) 委員会の委員に、直接又は間接を問わず当該プロポーザルに関して接触をした場合
 - (5) 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該プロポーザルに関して定められた事項に違反する場合

(その他)

- 第13条 提出されたプロポーザル提案は、返却しない。
- 2 プロポーザル提案の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(委任)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、プロポーザルの説明書その他の関係書類において定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東広島市測量等コンサルタント業務プロポーザル実施基本要領（平成17年10月1日制定）は、廃止する。